

# 平成30年度10年経験者研修（中堅教諭等研修）実施要項

さいたま市教育委員会

## 1 目 的

10年経験者研修（中堅教諭等研修）は、教育公務員特例法第24条に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、個々の能力、適性等に応じて、教員としての資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 対 象

- (1) 10年経験者研修（中堅教諭等研修）の対象となる教員（以下、「10年経験者研修教員」という）は、国立、公立又は私立の学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された機関を除く）が9年（8年）に達した者とする。
- (2) 在職期間のうち別表Ⅰに掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
- (3) 別表Ⅱに掲げる者は、10年経験者研修（中堅教諭等研修）の対象から除外する。

## 3 年間研修計画の作成と研修方法について

- (1) さいたま市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、年間研修計画を定める。
- (2) 教育委員会は、年間研修計画においては、学校研修、機関研修の項目及び時期その他必要な事項を定める。
- (3) 10年経験者研修（中堅教諭等研修）研修教員（以下、「研修教員」という）は、年間研修計画に基づき、教育研究所等における研修（以下、「機関研修」という）を年間10日間、12回受けるものとする。
- (4) 研修教員は、年間研修計画に基づき、主として校内において、校長の指導の下、課業期間に授業実践を通じた授業研究や教材研究、メンターグループ課題研究等の研修（以下、「学校研修」という）を年間18日間受けるものとする。
- (5) 校長は、研修教員が日常的な実践において、OJT※を通じて必要な知識や技能及び意欲などを継続的に高められるよう方策を講じるものとする。

## 4 評価及び学校研修計画書について

- (1) 教育委員会は、10年経験者研修（中堅教諭等研修）の内容等を踏まえ、当該教員の能力、適性等について評価を行うための評価内容を作成する。
- (2) 校長は、評価基準に基づいて、研修教員の評価を行うものとする。
- (3) 校長は、事前評価案及び教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、研修教員ごとに10年経験者研修（中堅教諭等研修）に関する学校研修計画書案を作成するものとする。
- (4) 校長は、作成した事前評価案及び学校研修計画書案を教育委員会に提出するものとする。
- (5) 教育委員会は、校長から提出された事前評価案及び学校研修計画書案について必要な調整を行い、学校研修計画を決定する。

## 5 研修結果の評価について

校長は、10年経験者研修（中堅教諭等研修）終了後、研修教員の教科指導・生徒指導等の状況等を評価基準に基づいて評価を行い、事後評価を作成し、その結果について教育委員会に提出するとともに、研修教員に対する今後の研修に活用していくものとする。

## 6 研修報告書

- (1) 校長は、当該学校における10年経験者研修（中堅教諭等研修）の学校研修実施報告を教育委員会に提出するものとする。
- (2) 校長は、当該学校における10年経験者研修（中堅教諭等研修）の学校研修実施記録を作成し、次年度以降の10年経験者研修（中堅教諭等研修）の資料として学校で保管するものとする。

## 7 細 則

この実施要項の細則は別に定める。

## 附 則

この実施要項に定める事項は、平成30年4月1日から施行する。

### 別表Ⅰ 在職期間から除算する期間

(1)	地方公務員法の規定による休職又は停職により職務を執ることを要しない期間
(2)	地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
(3)	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業した期間
(4)	私立の学校の教諭等として在職した期間について、(1)又は(3)の期間に準ずるものとしてさいたま市教育委員会が認める期間
(5)	その他在職期間から除算すべき期間としてさいたま市教育委員会が認める期間

### 別表Ⅱ 10年経験者研修（中堅教諭等研修）の対象から除外する者

(1)	臨時的に任用された者
(2)	他の任命権者が実施する10年経験者研修若しくは中堅教諭等資質向上研修を受けた者
(3)	その他10年経験者研修（中堅教諭等研修）から除外する者としてさいたま市教育委員会が認める者

※ OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング（職場内研修）